報道資料

報道機関　各位

令和８年７月１４日

南魚沼市総務部

総務課

件　名

特定空家等への代執行「宮村下新田行政区内特定空家等解体工事」の実施について

内　容

市が特定空家等に認定している所有者不在の建物に関して、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 10 項の規定に基づき下記のとおり代執行（略式代執行）します。

なお、建物すべてを除却する代執行は、今年度１例目（通算４例目）となります。

記

１．建物の所在

南魚沼市宮村下新田 168 番６

２．代執行の開始日時

令和８年７月 23 日（木）　午前 10 時代執行宣言

３．代執行の概要

建物の除却一式

添付資料

・概要書

≪お問合せ先≫
南魚沼市　総務部　総務課
担　当：防災庶務班　阿部
電　話　０２５－７７３－６６６０
ＦＡＸ　０２５－７７２－３０５５

宮村下新田行政区内特定空家等解体工事　概要

１　対象建物

(1)　所　　在　　南魚沼市宮村下新田 168 番６
(2)　種　　類　　居宅
(3)　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
(4)　延床面積　　115.1 平方メートル

２　空家概要

所有者が亡くなり空家となり、相続放棄されている建物。

雪庇が前面歩道（通学路）に落下する危険性が高く、人身被害が発生する恐れがある。

３　工事内容

建物等を除却し更地とするもの

４　工期

令和８年６月 18 日から令和８年 12 月 14 日まで

【位置図】

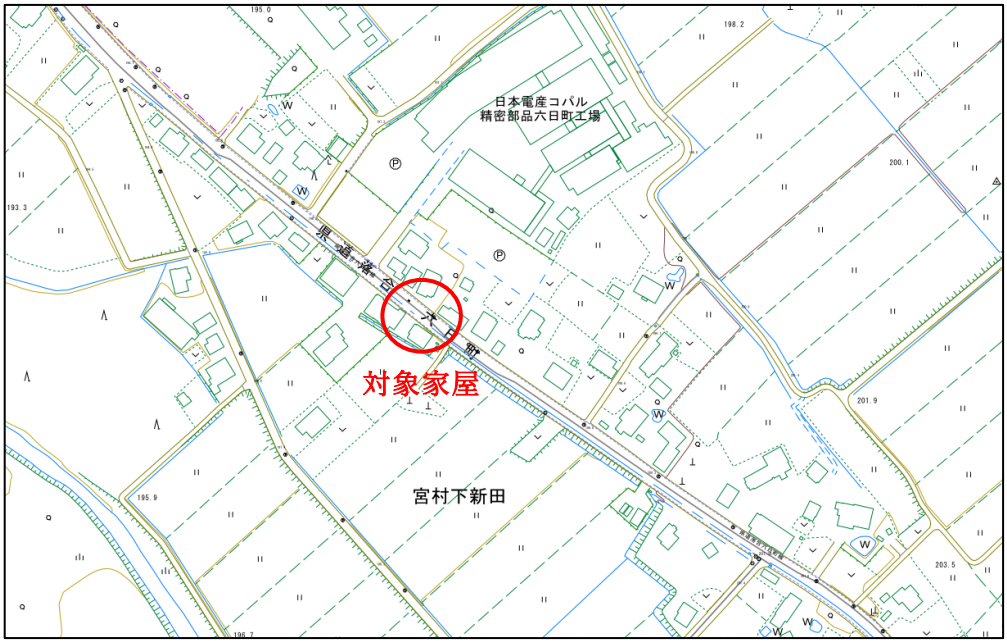

【建物外観】

【冬季の状況】*令和８年１月 28 日撮影